

# 「違反になる」「反則金を取られる」からではなく、 あなたや周りの人の命を守るために 今のうちから、自分の行動を見直しましょう

令和8年4月1日から、  
16歳以上の者による自転車の交通違反は、  
交通反則通告制度※1による反則金納付の対象となります。

青切符※2が交付され、反則金納付の対象となる行為の例

携帯電話などを使用  
しながらの運転



反則金 12,000円  
(携帯電話使用等(保持))

遮断踏切立入り



反則金 7,000円  
(遮断踏切立入り)

自転車の通行が許可されていない場所での運転、  
信号無視など



反則金 6,000円  
(通行区分違反、信号無視等)

傘差し、無灯火、イヤホンを着けて周り  
の音が聞こえない状態での運転など



反則金 5,000円  
(公安委員会遵守事項違反)

二人乗り、並列走行など



反則金 3,000円  
(軽車両乗車積載制限違反、併進禁止違反等)

違反を繰り返すと…

自転車での危険行為を3年以内に2回以上繰り返すと、自転車運転者講習※3の対象となり、講習を受講しなければなりません。

※1 道路交通法違反のうち、比較的軽微で定型かつ現認が可能な反則行為について、違反者が反則金を納付した場合に、刑事処分を受けることを回避できる制度です。

※2 交通反則通告制度の対象となる違反を行ったときに、警察官から受け取る「交通反則告知書」のことです。

※3 講習の受講の際には、手数料6,150円を支払わなければなりません。また、受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

自転車乗車時には必ず乗車用ヘルメットを着用してください。

## 保護者の皆さまへ

令和8年4月1日より、自転車乗車時の交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されます。

交通反則通告制度の対象となる主な違反について以下に示してありますので、ご家庭において、自転車の交通ルール等について、話題にしていただく際の参考としてください。

また、保護者の皆様におかれましても、自転車を利用する際には交通法規、マナーの遵守をお願いいたします。

お子様の交通事故の防止には、保護者の皆様のご協力が不可欠となっております。大切なお子様の命を守るため、交通法規の遵守、交通マナーの向上等の交通安全に関する教育、啓発へのご理解とご協力をお願いします。

### 法律上自転車が対象とされている反則行為

反則行為		反則金の額
携帯電話使用等(保持)		12,000円
放置駐車違反	高齢運転者等専用場所	12,000円
	駐停車禁止場所	11,000円
	高齢運転者等専用場所以外	10,000円
	駐車禁止場所	9,000円
遮断踏切立入り		7,000円
速度超過	超過速度が25km/h以上30km/h未満の場合	12,000円
	超過速度が20km/h以上25km/h未満の場合	10,000円
	超過速度が15km/h以上20km/h未満の場合	7,000円
	超過速度が15km/h未満の場合	6,000円
駐停車違反	高齢運転者等専用場所	9,000円
	駐車禁止場所	8,000円
	高齢運転者等専用場所以外	7,000円
	駐車禁止場所	6,000円
信号無視	通行区分違反 追越し違反 踏切不停止等 交差点安全進行義務違反 環状交差点安全進行義務違反 橫断歩行者等妨害等 安全運転義務違反	6,000円
	点滅信号無視	5,000円
通行禁止違反 歩行者用道路徐行違反 歩行者等側方通過義務違反 急ブレーキ禁止違反 法定横断等禁止違反 路面電車後方不停止 優先道路通行車妨害等 環状交差点通行車妨害等 徐行場所違反 指定場所一時不停止等 幼児等通行妨害 安全地帯徐行違反 被側方通過車義務違反 通行帯違反 道路外出右左折合図車妨害 指定横断等禁止違反 車間距離不保持 進路変更禁止違反 追い付かれた車両の義務違反 乗合自動車発信妨害 割込み等 交差点右左折等合図車妨害 交差点優先者妨害 緊急車妨害等 交差点等進入禁止違反 無灯火 減光等義務違反 合図不履行 警音器吹鳴義務違反 乗車積載方法違反 軽車両整備不良 自転車制動装置不良 泥はね運転 転落等防止措置義務違反 転落積載物等危険防止措置義務違反 安全不確認ドア開放等 停止措置義務違反 公安委員会遵守事項違反	5,000円	
通行許可条件違反 歩道徐行等義務違反 路側帯進行方法違反 並進禁止違反 軌道敷内違反 道路外出右左折方法違反 交差点右左折方法違反 環状交差点左折等方法違反 軽車両乗車積載制限違反 制限外許可条件違反 原付等牽引違反 自転車道通行義務違反 警音器使用制限違反	3,000円	

### 刑事手続きによって処理される重大な違反

違反の内容	罰則
過失建造物損壊	6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
酒酔い運転・麻薬等運転・妨害運転(著しい交通の危険)	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転・過労運転等・妨害運転(交通の危険のおそれ)	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
携帯電話使用等(交通の危険)	1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
救護義務違反	1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
飲酒検知拒否等	3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
防衛出動時公安委員会通行禁止制限違反	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
警察官現場指示違反・警察官通行禁止制限違反・違法停車措置命令違反・違法駐車措置命令違反 積載等危険防止等措置命令違反・無免許等危険防止命令違反・事故不申告	3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金
混雑緩和措置命令違反・事故現場不退去下命違反・自転車検査等拒否等 制動装置不良自転車措置命令等違反・自転車運転者講習受講命令違反	5万円以下の罰金
自転車通行方法指示違反	2万円以下の罰金又は料料